

daily コラム

2018 年 7 月 13 日(金)

〒810-0001 福岡市中央区天神 2-8-49 ヒューリック福岡ビル 7 階
税理士法人かさい会計 TEL 092-771-4421 FAX 092-771-1417
Email info@kasai-grp.co.jp

基礎控除引上げ・給与所得控除引下げに伴う 各種所得控除の改正

基礎控除・給与所得控除改正に伴って変更

平成 30 年税制改正の基礎控除は原則 10 万円の引上げ、給与所得控除は原則 10 万円の引下げに伴って、平成 32 年分所得税からは周辺の所得控除のルールが少しずつ変わっています。内容を見てみましょう。

●配偶者控除・扶養控除・配偶者特別控除

現行合計所得金額 38 万円以下の同一生計配偶者・親族は配偶者控除・扶養控除の対象でしたが、改正後は合計所得が 48 万円以下（給与収入換算では 103 万円以下で現行と変わらず）となります。

現行合計所得 38 万円超 123 万円以下の配偶者を有する方は、最大 38 万円の配偶者特別控除となっていたましたが、改正後は合計所得が 48 万円超 133 万円以下（給与収入換算では現行と変わらず）となります。

●家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例

現行家内労働者等について、必要経費が 65 万円に満たないときは、65 万円を必要経費にしましたが、改正後はその額が 55 万円（基礎控除との控除額合計は 103 万円で変わらず）となります。

●青色申告特別控除（65 万円控除）

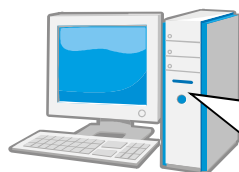
現行正規の簿記に従い記帳する等一定要

件を満たす青色申告者に 65 万円の控除となっていますが、控除額が 55 万円（基礎控除との控除額合計は 103 万円で変わらず）となります。

青色申告特別控除はさらに追加で控除

列挙したものに関しては結局「今と変わらない結果になる」のですが、青色申告特別控除は従来の適用要件に加えて「e-Tax による申告（電子申告）」又は「電子帳簿保存」を行うと、引き続き 65 万円の控除が受けられるようになります。

「電子申告」は決算申告書・青色申告決算書等のデータを国税庁に送って申告するシステムです。今時の税理士事務所ならば大抵は対応していますし、国税庁の「確定申告書作成コーナー」でも電子申告可能です。「電子帳簿保存」は「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書」を税務署に提出し承認を受ける必要があります。原則、年の途中の申請は認められませんが、平成 32 年に限っては年の途中の申請でも承認を受けてから 12/31 までの間を電子帳簿保存していれば 65 万円控除を受けられるとの事です。



自分で電子申告する場合、マイナンバーカードとカードリーダーが必要です。